資料１－１

愛知県地域保健医療計画圏域項目試案について

１　趣旨

医療法第３０条の６の規定により、医療計画は３年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは中間見直しを行うものとされている。

圏域項目は、２次医療圏を単位に作成することとされているため、海部医療圏の項目について、中間見直しを行う。

２　今回の見直しの内容

中間見直しでは、各項目のデータ更新や、記載内容の時点修正を中心に見直しを行う（資料１－２）。

３　見直し体制

圏域保健医療福祉推進会議

※今回は中間見直しであり時点修正が中心になることから、策定部会は開催していない。

４　今後の予定

医療計画作成要領（参考資料）に基づき、海部医療圏の協議結果を愛知県医療計画課（※令和８年９月１８日（金）まで）へ提出する。

愛知県医療計画課は、各医療圏の圏域項目の協議結果を取りまとめ、愛知県医療審議会医療体制部会の意見を聴き、その意見に基づき修正を加え、「圏域項目試案」を作成する。

５　新たな地域医療構想との関連について

２０４０年に向けた新たな地域医療構想は、令和８年７月にガイドラインが国より発出され、医療法の改正により医療計画の上位概念に位置付けられるとともに、医療機関の役割分担を明確化した地域完結型の医療・介護提供体制の構築を検討し策定することとされている。

ガイドラインでは、急速な少子高齢化の進展にともなう医療需要の変化等に対応した持続可能な入院医療提供体制の構築に向けて、高齢者救急の受入体制整備を進めていくこととされている。

また、高齢者救急の増加に伴い、退院後の受け皿として介護保険施設や居宅サービスを適切に活用できる体制を整備することが大切であるとされている。

２０３０年度を始期とする医療計画を策定する際には、このような視点が重要となることが推測される。